

岡山市特定建設工事共同請負制度取扱要綱

令和4年3月29日財政局長決裁

令和4年4月1日適用

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における大規模な工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）について、確実かつ円滑な施工を図るために結成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が、当該工事の一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する場合の基準その他必要な事項について定めるものとする。

(適用)

第2条 共同企業体との工事請負契約その他の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）、岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成21年市規則第112号）、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号。以下「審査等に関する事項について」という。）、岡山市競争入札参加資格等審査委員会規程（平成13年市訓令甲第26号）、岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について（平成21年市告示第290号）、岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱（以下「参加資格要件設定要綱」という。）、岡山市建設工事電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）、岡山市建設工事郵便入札実施要綱（以下「郵便入札実施要綱」という。）、岡山市建設工事一般競争入札実施要綱及び岡山市建設工事総合評価一般競争入札に関する要綱の定めるところによる。

(対象工事)

第3条 競争入札に共同企業体を参加させる場合の工事（以下「対象工事」という。）は、橋梁、トンネル、港湾、建築物等の施設又は工作物に関する工事で、市長が必要と認めるものとする。

(共同企業体の構成)

第4条 共同企業体を構成する者（以下「構成員」という。）の数は、2又は3社とする。
2 1の構成員は、同一対象工事において、2以上の共同企業体の構成員となることでは

きないものとする。

- 3 共同企業体は、対象工事と同種の工事において、岡山市内に建設業法第3条に基づく許可を有する営業所を有する者は、審査等に関する事項について第3条第1項に規定するA等級以上に格付けされ、規則第4条に規定する有資格者名簿に登載されている構成員の組合せとする。ただし、岡山市内に建設業法第3条に基づく許可を有する営業所を有しない者（以下「市外業者」という。）については、公告で定める。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、構成員に必要な資格要件として、参加資格要件設定要綱に規定する事項を定めることができるものとする。
- 5 すべての構成員は、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。
- 6 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち最上位の等級の者（以下「最上位等級者」という。）とする。ただし、最上位等級者が複数の場合は、最上位等級者のうち審査等に関する事項について第3条第1項に規定する順位が最上位の者とする。
- 7 前項に規定にかかわらず、市外業者が参加できる場合の代表者の要件は、公告で定める。
- 8 代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
- 9 設計業務を伴う対象工事においては、第3項の規定にかかわらず、構成員（代表者は除く。）に設計業者を組み合わせることができるものとする。
- 10 発注工事を構成する工事種別が複数にまたがり、互いに異なる工事種別の構成員が各々の工事種別を分担することによって施工が可能となる工事（以下「異工種建設工事」という。）であると市長が認めた工事においては、第1項から第7項までの規定を準用する。この場合において、代表者は、市長が主たる工種と定めた工種を担当する構成員とする。

（共同企業体の競争入札参加資格）

第5条 市長は、必要があると認めるときは、前条の規定に基づき結成される共同企業体について、競争入札参加資格要件を定めることができるものとする。

（発注基準）

第6条 対象工事の種類に応じた発注の標準となる金額は、別表のとおりとする。ただし、

対象工事の種類がその他の工事であって、市長が特に必要があると認めたときは、別表を適用しないことができるものとする。

(工事概要等の公告)

第7条 市長は、対象工事について共同企業体を競争入札に参加させようとするときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 共同企業体による工事である旨
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工事概要
- (5) 工期
- (6) 共同企業体の構成員の数及び組合せ、構成員に必要な資格要件、構成員の出資比率並びに代表者要件
- (7) 提出する書類
- (8) 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査に関する申請書（以下「申請書」という。）の受付期間及び受付場所
- (9) 異工種建設工事であるときは、その旨及び主たる工種
- (10) その他市長が必要と認める事項

(申請書等の作成)

第8条 前条の公告に基づき競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ共同企業体競争入札参加資格審査に関する申請書及び共同企業体協定書その他競争入札参加資格の確認のために必要な書類を作成しておかなければならない。

(参加資格の確認)

第9条 電子入札実施要綱第13条又は郵便入札実施要綱第11条の規定に基づき共同企業体から申請書等が提出されたときは、電子入札実施要綱第14条又は郵便入札実施要綱第12条の規定に基づき参加資格の確認を行うものとする。

(入札参加の範囲)

第10条 構成員は、単独で同一の競争入札に参加することができない。

(参加資格確認結果及び入札結果の通知)

第11条 電子入札実施要綱第17条又は郵便入札実施要綱第15条の規定に基づく参加資格確認結果及び入札結果の通知は、共同企業体の代表者に対して行うものとする。

(代表者の権能)

第12条 対象工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を相手方とするものとする。

附 則 (平成25年3月22日財政局長決裁)

この要綱は、平成25年4月1日以後に公告する工事から適用する。

附 則 (令和4年3月29日財政局長決裁)

この要綱は、令和4年4月1日以後に公告する工事から適用する。

別表 (第6条関係)

対象工事の種類	発注の標準となる許容価格 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含む。)	
	構成員の数が2社の場合	構成員の数が3社以上の場合
建築工事	5億円以上15億円未満	15億円以上
土木工事	5億円以上15億円未満	15億円以上
機械設備 (管) 工事	2億円以上5億円未満	5億円以上
電気設備工事	2億円以上5億円未満	5億円以上
その他の工事 (異工種建設工事を含む。)	5億円以上	